



「任意後見サポーター®」養成講座 ～ 任意後見を正しく知って、 認知症に事前準備しよう～

第10期第3回
2019 .5.30

THE 任意後見



2019年5月30日（木）

第3回目は、弊協会の理事長 佐々和亮の 痛快！「任意後見」独演会です。
煩雑で分かりにくい「任意後見」を利用者目線でお話しました。



先ずは、「任意後見」が特別法による「契約制度」であること、利用条件は、委任者、受任者に契約能力があること、次に、委任者が受任者にお願いすることを決めて、任意後見契約書案を作成し、公証人のチェックを受けて、公証役場で公正証書にするという大きな流れをお話しました。

「任意後見」が認知症に事前準備できる簡便で自己決定権が尊重される制度であることがご理解いただけたことと思います。

また、任意後見契約を円滑に進めるために、やってはいけないことや、やる必要のないことをお話しました。

それから、毎回テーマになる「任意後見監督人」の申し立てのタイミングについても、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの精神をふまえつつ判断するようお話しました。

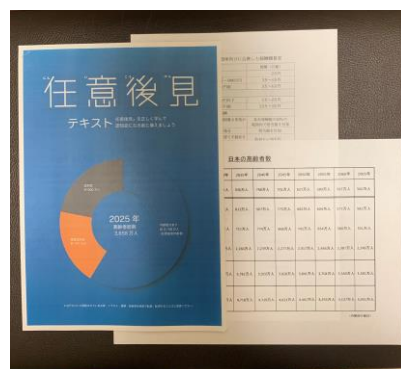
2025年には認知症、認知症予備軍あわせて1,500万人と推計される昨今、転ばぬ先の杖として受講生の皆さまが「任意後見」を正しく理解し、適切に利用されることを願っています。

「人生は最期の日まで自分が主役」であることをお忘れなく！

話し手：佐々和亮（協会理事長）

事務局：秋元美香利

文責 佐々和亮



今回のレジュメです。